

岩手県告示第674号

平成23年10月21日県議会の議決を経た平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）、平成23年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）、平成23年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成23年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）及び平成23年度岩手県一般会計補正予算（第8号）の要領は、次のとおりである。

平成23年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

平成 23 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,329,365 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,225,294,180 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 分担金及び負担金		千円 7,598,414	千円 △ 1,942,297	千円 5,656,117
	1 分担金	328,512	134,427	462,939
	2 負担金	7,269,902	△ 2,076,724	5,193,178
8 使用料及び手数料		4,863,417	10,163	4,873,580
	1 使用料	2,553,345	10,163	2,563,508
9 国庫支出金		337,650,465	49,017,515	386,667,980
	1 国庫負担金	214,624,588	29,026,433	243,651,021
	2 国庫補助金	121,607,905	19,835,782	141,443,687
	3 委託金	1,417,972	155,300	1,573,272
10 財産収入		2,934,278	868	2,935,146
	1 財産運用収入	363,591	868	364,459
11 寄附金		964,578	1,070,000	2,034,578
	1 寄附金	964,578	1,070,000	2,034,578
12 繰入金		57,307,636	1,610,289	58,917,925
	1 特別会計繰入金	600,901	△ 10,372	590,529
	2 基金繰入金	56,706,735	1,620,661	58,327,396

13 繰越金		1	11,576,115	11,576,116
	1 繰越金	1	11,576,115	11,576,116
14 諸収入		168,962,323	7,096,712	176,059,035
	4 貸付金元利収入	102,242,027	3,666,861	105,908,888
	5 受託事業収入	44,649,639	△ 78,042	44,571,597
	6 収益事業収入	3,391,247	1,081,435	4,472,682
	8 雑収入	4,909,466	2,426,458	7,335,924
15 負債		169,114,800	16,890,000	186,004,800
	1 負債	169,114,800	16,890,000	186,004,800
歳入合計		1,139,964,815	85,329,365	1,225,294,180

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		千円 1,421,184	千円 461	千円 1,421,645
	1 議 会 費	1,421,184	461	1,421,645
2 総 務 費		30,106,707	8,836,905	38,943,612
	1 総 務 管 理 費	10,560,151	8,172,714	18,732,865
	2 企 画 費	1,572,052	16,883	1,588,935
	3 徴 税 費	5,192,323	8,914	5,201,237
	4 地 域 振 興 費	6,850,234	553,017	7,403,251
	5 選 挙 費	1,082,494	1,733	1,084,227
	6 防 災 費	4,017,724	60,766	4,078,490
	7 統 計 調 査 費	427,305	22,878	450,183
3 民 生 費		253,593,082	13,090,070	266,683,152
	1 社 会 福 祉 費	71,379,056	638,051	72,017,107
	2 県 民 生 活 費	650,513	2,815	653,328
	3 児 童 福 祉 費	15,805,224	756,011	16,561,235
	4 生 活 保 護 費	4,237,262	13,944	4,251,206
	5 災 害 救 助 費	161,521,027	11,679,249	173,200,276
4 衛 生 費		68,449,491	2,833,106	71,282,597

	1 公 衆 衛 生 費	7,274,347	65,921	7,340,268
	2 環 境 衛 生 費	51,732,477	1,015,555	52,748,032
	3 保 健 所 費	1,337,484	1,645	1,339,129
	4 医 薬 費	8,105,183	1,749,985	9,855,168
5 勞 働 費	31,877,834	48	31,877,882	
1 勞 政 費	29,798,462	48	29,798,510	
6 農 林 水 産 業 費	73,238,952	9,553,358	82,792,310	
1 農 業 費	12,711,836	71,984	12,783,820	
2 畜 産 業 費	5,190,975	360,821	5,551,796	
3 農 地 費	19,477,633	2,195,049	21,672,682	
4 林 業 費	18,080,961	△ 153,502	17,927,459	
5 水 産 業 費	17,777,547	7,079,006	24,856,553	
7 商 工 費	103,593,895	4,155,058	107,748,953	
1 商 工 業 費	103,120,773	4,151,509	107,272,282	
2 観 光 費	473,122	3,549	476,671	
8 土 木 費	66,164,427	△ 1,809,155	64,355,272	
1 土 木 管 理 費	6,021,880	33,127	6,055,007	
2 道 路 橋 り よ う 費	34,888,331	△ 142,819	34,745,512	
3 河 川 海 岸 費	15,428,951	△ 979,761	14,449,190	

	4 港 湾 费	2,367,766	△ 299,185	2,068,581
	5 都 市 計 画 费	4,590,170	△ 639,522	3,950,648
	6 住 宅 费	2,867,329	219,005	3,086,334
9 警 察 费		29,447,907	618,031	30,065,938
	1 警 察 管 理 费	27,239,131	652,769	27,891,900
	2 警 察 活 動 费	2,208,776	△ 34,738	2,174,038
10 教 育 费		149,638,774	1,225,079	150,863,853
	1 教 育 総 務 费	15,405,965	308,972	15,714,937
	4 高 等 学 校 费	32,737,530	514,142	33,251,672
	5 特 別 支 援 学 校 费	9,989,887	4,281	9,994,168
	6 社 会 教 育 费	2,559,540	15,401	2,574,941
	7 保 健 体 育 费	1,792,030	79,405	1,871,435
	9 私 立 学 校 费	6,203,166	302,878	6,506,044
11 災 害 復 旧 费		155,687,081	46,826,404	202,513,485
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 费	96,578,838	26,303,408	122,882,246
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 费	34,166,291	17,425,392	51,591,683
	4 庁 舎 等 施 設 災 害 復 旧 费	1,353,523	2,513,154	3,866,677
	6 商 工 勞 働 觀 光 施 設 災 害 復 旧 费	14,576,398	9,450	14,585,848
	7 鉄 道 施 設 災 害 復 旧 费		575,000	575,000

歳	出	合	計	1,139,964,815	85,329,365	1,225,294,180
---	---	---	---	---------------	------------	---------------

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 県境不法投棄現場環境再生事業	平成23年度から平成24年度まで	150,000千円
2 災害廃棄物緊急処理支援事業	平成23年度から平成24年度まで	23,014,000千円
3 離職者等再就職訓練事業	平成23年度から平成24年度まで	79,065千円
4 岩手県産業復興機構（仮称）に対する出資金	平成23年度から平成38年度まで	1,500,000千円
5 東日本大震災漁業経営復興特別資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成33年度まで	融資総額900,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
6 農地等災害復旧事業	平成23年度から平成24年度まで	40,000千円
7 基幹河川改修事業	平成23年度から平成24年度まで	100,000千円
8 地すべり対策事業	平成23年度から平成24年度まで	37,000千円
9 津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成23年度から平成24年度まで	50,000千円
10 公営住宅建設事業	平成23年度から平成24年度まで	334,000千円

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成44年度まで	融資総額412,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成46年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
2 漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成38年度まで	融資総額60,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成41年度まで	融資総額1,100,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
3 経営体育成基盤整備事業	平成23年度から平成24年度まで	700,000千円	経営体育成基盤整備事業	平成23年度から平成24年度まで	921,000千円
4 水質保全対策事業	平成23年度から平成24年度まで	20,000千円	水質保全対策事業	平成23年度から平成25年度まで	100,000千円
5 道路環境改善事業	平成23年度から平成24年度まで	510,000千円	道路環境改善事業	平成23年度から平成24年度まで	642,000千円
6 地域連携道路整備事業	平成23年度から平成25年度まで	2,260,000千円	地域連携道路整備事業	平成23年度から平成26年度まで	2,890,000千円
7 総合流域防災事業（河川）	平成23年度から平成24年度まで	400,000千円	総合流域防災事業（河川）	平成23年度から平成24年度まで	415,000千円
8 築川ダム建設事業	平成23年度から平成24年度まで	200,000千円	築川ダム建設事業	平成23年度から平成25年度まで	360,000千円
9 津付ダム建設事業	平成23年度から平成26年度まで	2,200,000千円	津付ダム建設事業	平成23年度から平成26年度まで	2,340,000千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
漁 場 復 旧 支 援 事 業	千円 10,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
都 市 災 害 復 旧 事 業	56,000	同 上	同 上	同 上
三 陸 鉄 道 災 害 復 旧 事 業	575,000	同 上	同 上	同 上
計	641,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		
災 害 対 策 債	千円 16,329,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 18,283,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。		
県境不法投棄現場環境再生事業	1,696,000	同	上	同	上	2,018,000	同	上	同	上
草地対策事業	18,000	同	上	同	上	24,000	同	上	同	上
土地改良事業	2,156,000	同	上	同	上	3,279,000	同	上	同	上
農地防災事業	269,000	同	上	同	上	793,000	同	上	同	上
漁港漁場整備事業	1,799,000	同	上	同	上	2,254,000	同	上	同	上
道路橋りょう維持事業	6,928,000	同	上	同	上	6,938,000	同	上	同	上
道路橋りょう新設改良事業	10,686,000	同	上	同	上	10,730,000	同	上	同	上
公営住宅建設事業	776,000	同	上	同	上	861,000	同	上	同	上
交通安全施設整備	320,000	同	上	同	上	356,000	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	515,000	同	上	同	上	563,000	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	329,000	同	上	同	上	775,000	同	上	同	上
治山災害復旧事業	278,000	同	上	同	上	551,000	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	97,000	同	上	同	上	132,000	同	上	同	上

漁港災害復旧事業	9,618,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	10,854,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
共同利用漁船等復旧支援対策事業	16,299,000	同	上	同	上	21,617,000	同	上
さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業	344,000	同	上	同	上	433,000	同	上
製氷保管施設等早期復旧支援事業	443,000	同	上	同	上	504,000	同	上
水産業経営基盤復旧支援事業	847,000	同	上	同	上	1,213,000	同	上
港湾災害復旧事業	4,474,000	同	上	同	上	8,075,000	同	上
警察施設災害復旧事業	144,000	同	上	同	上	155,000	同	上
漁業取締船等災害復旧事業	253,000	同	上	同	上	264,000	同	上
水産技術センター施設災害復旧事業	180,000	同	上	同	上	1,007,000	同	上
交通安全施設災害復旧事業	101,000	同	上	同	上	513,000	同	上
計	169,114,800					186,004,800		

平成 23 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,406 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 356,219 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰越金		千円 24,004	千円 24,406	千円 48,410
	1 繰越金	24,004	24,406	48,410
歳入	合 計	331,813	24,406	356,219

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 331,813	千円 24,406	千円 356,219
	1 貸付費	318,735	24,406	343,141
歳 出 合 計		331,813	24,406	356,219

平成 23 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の農業改良資金等特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,590 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 619,498 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 1,529	千円 △ 1,007	千円 522
	1 一般会計繰入金	1,529	△ 1,007	522
2 繰越金		420,450	97,597	518,047
	1 繰越金	420,450	97,597	518,047
歳入合計		522,908	96,590	619,498

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 農業改良資金貸付費		千円 457,121	千円 △ 30,586	千円 426,535
	1 貸付費	455,992	△ 31,089	424,903
	2 業務費	1,129	503	1,632
2 就農支援資金貸付費		65,787	127,176	192,963
	1 貸付費	65,384	125,969	191,353
	2 業務費	403	1,207	1,610
歳 出 合 計		522,908	96,590	619,498

平成 23 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の県有林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,089 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,671,145 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金		千円 3,527,419	千円 △ 14,999	千円 3,512,420
	1 繰入金	3,527,419	△ 14,999	3,512,420
4 繰越金		2	23,088	23,090
	1 繰越金	2	23,088	23,090
歳入合計		3,663,056	8,089	3,671,145

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 県有林事業費		千円 3,651,199	千円 8,089	千円 3,659,288
	1 県有林事業費	3,651,199	8,089	3,659,288
歳 出 合 計		3,663,056	8,089	3,671,145

平成 23 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の林業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,682 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,346,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 2,613	千円 △ 2,613	千円
	1 一般会計繰入金	2,613	△ 2,613	
2 繰越金		509,196	36,758	545,954
	1 繰越金	509,196	36,758	545,954
3 諸収入		803,309	△ 2,463	800,846
	1 貸付金元利収入	567,125	△ 2,463	564,662
歳入合計		1,315,118	31,682	1,346,800

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 林業改善資金貸付費		千円 581,633	千円 31,827	千円 613,460
	1 貸付費	578,000	30,692	608,692
	2 業務費	3,633	1,135	4,768
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		705,165	△ 165	705,000
	1 貸付費	705,165	△ 165	705,000
3 林業就業促進資金貸付費		28,320	20	28,340
	1 貸付費	28,320	20	28,340
歳 出 合 計		1,315,118	31,682	1,346,800

平成 23 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 261,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 960,711 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 2,447	千円 △ 1,469	千円 978
	1 一般会計繰入金	2,447	△ 1,469	978
2 繰越金		569,311	296,000	865,311
	1 繰越金	569,311	296,000	865,311
3 諸収入		127,092	△ 32,670	94,422
	1 貸付金収入	127,091	△ 32,670	94,421
歳入合計		698,850	261,861	960,711

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 698,850	千円 261,861	千円 960,711
	1 貸付費	696,401	261,861	958,262
歳出合計		698,850	261,861	960,711

平成 23 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 273,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,767,666 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 275,734	千円 △ 1,534	千円 274,200
	1 一般会計繰入金	275,734	△ 1,534	274,200
2 繰越金		656,630	292,721	949,351
	1 繰越金	656,630	292,721	949,351
3 諸収入		1,012,747	△ 18,187	994,560
	1 貸付金元利収入	1,011,741	△ 18,187	993,554
歳入合計		11,494,666	273,000	11,767,666

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 11,494,666	千円 273,000	千円 11,767,666
	1 貸付費	11,473,032	273,000	11,746,032
歳 出 合 計		11,494,666	273,000	11,767,666

平成 23 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 537,528 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,898,261 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金		千円 886,811	千円 537,528	千円 1,424,339
	1 繰越金	886,811	537,528	1,424,339
歳入	合計	9,360,733	537,528	9,898,261

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 流域下水道事業費		千円 7,876,257	千円 537,528	千円 8,413,785
	1 流域下水道管理費	3,784,741	537,528	4,322,269
歳 出 合 計		9,360,733	537,528	9,898,261

平成 23 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,202,575 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,566,311 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金		千円 1,225,721	千円 1,377,575	千円 2,603,296
	1 一般会計繰入金	1,225,721	1,377,575	2,603,296
6 県債		621,000	75,000	696,000
	1 県債	621,000	75,000	696,000
7 国庫支出金			750,000	750,000
	1 国庫補助金		750,000	750,000
歳入合計		2,363,736	2,202,575	4,566,311

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 事業費		千円 442,639	千円 2,202,575	千円 2,645,214
	1 港湾施設整備費	422,639	2,202,575	2,625,214
歳出合計		2,363,736	2,202,575	4,566,311

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 621,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 696,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）

平成 23 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,115,141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,255,409,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 地方交付税		千円 241,494,155	千円 10,115,141	千円 251,609,296
	1 地方交付税	241,494,155	10,115,141	251,609,296
9 国庫支出金		386,667,980	20,000,000	406,667,980
	2 国庫補助金	141,443,687	20,000,000	161,443,687
歳 入 合 計		1,225,294,180	30,115,141	1,255,409,321

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
8 土 木 費		千円 64,355,272	千円 115,039	千円 64,470,311
	6 住 宅 費	3,086,334	115,039	3,201,373
11 災 害 復 旧 費		202,513,485	30,000,102	232,513,587
	6 商工労働観光施設災害復旧費	14,585,848	30,000,102	44,585,950
歳 出	合 計	1,225,294,180	30,115,141	1,255,409,321